



勝浦川堤防で強化練習に励む選手団

## がんばれ！ 駅伝選手団

阿波路をかける新春恒例の徳島駅伝大会が、1月4日から6日までの3日間開催されます。

今年は勝浦コースが採用され、地元を走るとあって、選手団も今まで以上に奮起しています。

町民のみなさんのご声援をお願いします。

(6ページに関連記事)

'84

1月号

### 町民のうごき

世帯数 1,959戸・人口 男 3,936 女 4,026 計 7,962 (昭和58年12月1日現在)

出生男3女3計6・死亡男4女2計6・転入男4女6計10・転出男8女11計19 (昭和58年11月中)

広報かつうら1月号=163・昭和59年1月1日発行 編集と発行 勝浦町総務課 でんわ(08854)2-2511(代)

あけまして

おめでと〜うございませす

年頭のあいさつ



勝浦町長 桜木義夫

明けましておめでと〜うございませす。

輝かしい新春に当たり、町民の皆さんのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年八月二日、待望の生比奈小学校改築工事に着手し、関係各位の絶大なご支援ご協力により、年内にコンクリート工事を終わり年明け早々から仕上げの工事にはいることになりました。新春三月末には教室部分が完成し、新学期から新しい教室で、喜びいっぱい勉強する子供たちの顔を今から思い浮かべています。

このほか、継続事業として実施しております県営畑地帯総合土地改良事業をはじめ農村総合整備モデル事業、農村地域定住

促進対策事業、新地域農業生産総合振興事業、地域改善特別対策事業、辺地対策事業など、一連の国県の補助事業は国の厳しい財政再建のなかではありますが、関係各位のご援助ご協力のもとに、おおむね順調に進行しており、昭和五十八年度から着手しました新農業構造改善事業も、長者ヶ原の高冷地野菜団地の造成、多目的研修集会施設の工事に着手し、新年度からは沼江石原地区のほ場整備事業に着工する運びとなりました。また、昭和五十六年二月のみかん寒凍害以来町を挙げて取り組んできました「勝浦農業再生三か年対策」も、前述の補助事業に町単独の施設園芸奨励事業、換金作物導入対策事業、農道の

新設事業などいよいよ仕上げの段階を迎えております。さらに町内での働き場所を確保するための施策として進めております工場誘致につきましても、昨年早々にキタジマ木材加工が旧病院跡地を利用して本格操業にはいり、次いで八月には那賀川製作所が、従業員四十三人の陣容でスタートし、引き続き町内既設誘致工場の移転拡充計画の推進に取り組んでいるところであります。

一方、町内の道路整備につきまして、坂本バイパスが、地元関係者の深いご理解とご協力のもとに、用地買収を進めており新年度からの一部着工を目指し努力しております。また中山・沼江バイパスも改良計画策定

に向けて実施測量や一部用地の先行取得などができるよう関係各位のご理解をお願いしていきたいと考えています。

すでにご承知のように、いま国では百十兆円という膨大な国債を抱え、財政再建のために毎年の予算編成では、徹底した歳出削減と行政改革を進めようとしております。こうした中央の情勢に呼応して、すでに徳島県では行政改善研究会の答申を受けて、組織機構の改革など行政の改善合理化に取り組みしており、本町においても、去る十一月十一日に、勝浦町行政改善調査会を設置し、より効率的な行政の執行体制を整え、国県の行政改革に対応するとともに、町民の皆さんに町の実

情をできるだけ広く深く認識していただけるよう努力していく所存であります。

私も二期目町長に就任以来、早くも後半二年の折り返し点を迎えることになりました。

現下の地方の行政を取り巻く情勢は誠に厳しいものがありますが、就任以来の歩みをこの際謙虚に反省しながら、「節約と選択」を合い言葉としてこの難関を乗り越えていく決意を新たにしているところであります。

どうか町民の皆さんにおかれましても、国・地方を通じるこの厳しい現状に十分ご理解をいただき、相変わらずご指導ご支援を心からお願ひ申し上げます。年頭のごあいさつといたしま

年頭のごあいさつ

勝浦町議会

明けましておめでと〜うございませす。年頭にあたり町民みなさんのご健康とご多幸を心からお祈りいたします。

生比奈小学校建設のつち音も高く明けた昭和五十九年でございますが、極めてきびしい社会状況の中で産業振興のための農村総合整備モデル事業・農村定住促進対策事業・新農業構造改善事業、畑地帯総合整備事業等を推進し、明るい町づくりにつ

とめなければなりません。本町の行政は樂觀を許さないきびしいものがあります。

私たちは、新年にあたり心をひきしめ住民の代表者として地域住民の要請を最大限に生かしたい所存でございます。

町民みなさんの格別のご支援をお願いして年頭のごあいさつといたします。

議長 山下 豊壽  
副議長 山本 美芳

議員

- 長田 工
- 川口 幸一
- 中西 啓
- 岡本 榮一
- 井出 幸夫
- 折部健一郎
- 宮本 政明
- 河野 チツ
- 岡本 富治
- 押栗 義雄
- 若木 肇
- 岡 重夫
- 西濱 勝己
- 平岡 武
- 瀧口 良一
- 中西 晴美



# はたちの実感

## おめでとう20歳

### 59年勝浦町成人式1月2日

おめでとう二十歳。  
成人式を迎えられたみなさん  
おめでとうございます。今年は一  
人前の大人として、また、一  
人の社会人として、新しい門出  
の年です。

一月二日、午前九時から住民  
福祉センターで「成人式」が行  
われます。

「成人式」は大人になったこ  
とを自覚し、自ら生き抜こうと  
する青年を祝い励ます意義深い  
式です。

成人式の真の意義を理解して、  
簡素な服装で全員出席しまし  
う。

### 昭和59年度

## 成人式該当者名簿

#### 〈男子〉

秋田安司・和泉吉貞・五十川義広  
市川耕司・井出 陽・稲井耕作  
稲川 浩・井上玄雄・岩田晴夫  
岩本光博・上平博幸・鶴澤良安  
大西章也・岡 雅文・岡本 実  
押栗克幸・稼勢武夫・勝本幸男  
亀井政則・北内敏光・北峯孝彦  
木原 弘・久保年久・久保田義明  
倉橋精二・小出一善・高部大作  
齋藤 弘・堺 芳生・櫻木寛行  
清水俊之・清水英明・鈴木孝司  
勢田博史・高木陽一・高瀬 元  
高橋 稔・高山 豊・瀧口隆佳

#### 〈女子〉

竹林和彦・竹林卓師・田中和義  
谷口健吾・谷添成一・田村健二  
坪井康明・登木美次・中 仁志  
中田裕記・中田雅文・中西正史  
中野雅史・西川大吉・野上和彦  
橋本修始・東村高志・平岡盾樹  
平島敏幸・増井秀典・松並正一  
溝上信弘・宮本利弥・宮本雅文  
宮本昌之・向島公人・村上広宣  
山川芳博・山田純也・山田徳久  
山田文夫・山西好信・山丸敦嗣  
山本 要・湯浅敏明

青木悦子・阿部江利・庵本敬香  
井口弘子・石花加容子・岩下恵子  
岩本岐志子・上岡美代子・上野美子  
大栗美和・大谷みどり・岡真知子  
岡山久子・柿本実千枝・加藤幸子  
桂 玲代・神子弘美・川上栄子  
澤口泰子・島ゆかり・清水美智子  
数川恵理・鈴木初美・高木一子  
高田雪美・瀧川恵子・滝本由美  
多田小百合・立石小百合・谷美智代  
谷口なぎさ・寺尾智代美・中根由美  
永井政子・新居 文・野神美枝子  
橋谷明代・濱 靖代・久積秀美  
平島ひとみ・浦坂美紀・浦坂若美  
前田久美・前田みどり・眞木智子  
松浦一恵・水口小百合・村上恵美  
矢島福恵・柳谷真由美・山上世津子  
山口浩代・山路由香・山田洋子  
陽地美智代・米澤和美

(敬称略)

## はたちになったら国民年金

はたちになったばかりなのに、  
年金の話なんて思うかもしれ  
ません。

しかし、年金はお年寄りだけ  
のものではありません。

年金は、お互いに協力し合っ  
て、将来に備える「貯金」であ  
ると同時に、交通事故など不慮  
の場合に役立つ「保険」なので  
す。日本に住んでいる二十歳か  
ら五十九歳までの人は、八種類  
ある年金のどれかに入らなけれ  
ばなりません。

はたちになったら国民年金  
はたちになったら国民年金

従業員が五人以上の会社や役  
所、学校などに勤めて給与をも  
らっている人は、厚生年金、共  
済組合といった年金に自動的に  
加入しています。

しかし、それ以外の、例えば  
自営業の人などは、はたちにな  
ったとき、自分で手続きをして  
「国民年金」に加入します。

▼「国民年金」に加入しなければ  
ならない人  
次の人は必ず加入しなければ  
なりません。

- ① 農業・漁業・商業などの自営  
業や、自由業についている人
- ② 従業員四人以下の会社に勤め  
る人と、その家族
- ③ 現在、無職の人

▼希望すれば「国民年金」に  
加入できる人  
次の人は、希望すれば加入で  
きます。

- ① いわゆるサラリーマンの奥さ  
ん
- ② 昼間部の大学生

いままで、どの年金にも入っ  
ていなかった人は、はたちにな  
ったとき、「国民年金」に加入し  
ましょう。

手続きは印鑑持参の上  
住民福祉課で



成人の日

# 人種差別の撤廃条約について

先月号の広報で、世界人権宣言三十周年の人権週間にあたり世界人権宣言について簡単に説明しましたが、今回は「人種差別撤廃条約」について述べてみます。

## 人種差別撤廃条約とは

この条約は、昭和四十年（一九六五年）十二月二十一日に国連の第二十回総会で採択された「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」

で、三部二十五条からなっています。すでに百二十か国近くの国が批准していますが、わが国はまだ批准していません。

この条約で特に注目される条項は次のとおりです。

①第一条の第一項の人種差別の定義の中で、「人種、皮膚の色、門地又は民族的もしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、除

外、制約又は優先をいう」と定められている。この条約でいう「人種差別」とは、われわれが通常理解する狭い意味での「人種」ではなく（もちろんこれも含んでいるが）、門地、民族、種族をも含んだ、広い概念であります。だからわが国における部落問題、アイヌ問題、沖縄問題、在日韓国人・朝鮮人問題等も、この条約の定義に含まれると考えられる。

②次に、人種差別を禁止する分野についていえば、実に広範な分野を、その対象としていることが特色である。この点、第一条の第一項では「政治的、経済的、社会的、文化的又はその他のすべての公的生活分野における人種……」と定め、第五条において、私的生活をも含めた、全般的な分野における差別を禁止している。

その概念は以下のとおり。(a) 法廷、その他司法機関において平等に取り扱われる権利、(b) 暴力行為、又は身体への危害に対する安全、並びに保護を受ける権利、(c) 政治的、特に参政権、及び公務に就く権利、(d) その他の市民権、(e) 経済的・文化的権利(例

えば、労働・職業の自由な選択の権利、住居に対する権利、教育、及び訓練を受ける権利等)、(f) 社会生活、例えば、交通運輸機関、ホテル、飲食店、劇場、公園等を利用する権利。

③人種的優越主義に基づく差別、ならびに煽動は、この条約の第四条によって厳しく処罰されている。即ち、第四条の(a)項では「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族の出身を異にする人々の集団に

対するあらゆる暴力行為又はこれらの行為の煽動、及び人種差別に対する財政援助を含むいかなる援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する」とし、(b)項では「人種差別を助長し煽動する団体並びに組織の宣伝活動及びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によって処罰されるべき犯罪であることを認める」と定め、(c)項では「国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種差別を助長し又は煽

動することを許さない」と極めて厳しい規定となっている。

④以上②③では、人種差別の禁止を定めた点で注目すべき事項を紹介したわけですが、この条約では、これだけでなく、現実にある差別された実態を解消するために、とられる積極的な施策は、差別とみなさないと規定する(第一条第四項)とともに、積極的に、そうした施策をとるように規定している。(第二条、第二項)

例えば、第二条第二項では「当事国は、状況の求めるところに従い、当事国に属する特定の人種の集団又は個人が、人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを保障するために、社会的、経済的、文化的及びその他の分野において、その集団又は個人の十分な発展及び保護を確保する特別かつ具体的な措置をとる」と定めている。もっとも、これらの措置は、「その結果、目的が達成された後、いかなる場合にも、異なる人種的集団に対し不平等な又は別個の権利を維持させることにならないものとする」とされている。

⑤次いでこの条約では、人種差別を撤廃していく上で、教育の果す重大な役割を明確に指摘するとともに、差別撤廃のための運動を奨励することの必要性が盛り込まれている。

例えば、教育に関しては、第七条「当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種間的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進し、並びに国際連合憲章の目的と原則、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約を普及させるため、特に、教授、教育、文化及び情報の分野において迅速かつ実効的な措置をとることを約束する」と規定されている。

⑥この条約が批准されてもそれに違反した問題があつた場合様々な手段によって、これが守られるように定められている。例えば、第六条で人種差別による権利侵害に対する救済が、

「当事国は、その管轄権内にあるすべての人に対し、権限を有する国内裁判所、及びその他の国家機関によって、この条約に反して、人権と基本的自由を侵害する人種差別行為に対し、実効的な保護と救済を、そして差別の結果被った、あらゆる損害に対する正当かつ完全な保障、若しくは賠償を求める権利を保障する」と定められている。さらに、人種差別撤廃委員会が十八人の専門家によってつくられ、当事国から提出される報告書を審議し、一般的な勧告ができるようになってきている(この

# 改 植 事 業 の 実 施 状 況 と 重 点 推 進 作 物



報告書は、一年以内、二年ごと定期的に、委員会の要請のあるときに提出が義務づけられている。この他、当事国による苦情の申立、あるいは個人、又は集団による苦情の申立を、人種差別撤廃委員会にすることが認められている。

(解放出版社「人種差別撤廃条

約の早期批准のために」から抜粋したものです)



寒害復興もようやく落ち着いてきた感じがします。

こうしたなかで、今後の取り組み方など重点的な事項についてふれてみたいと思います。

◇スタチの推進

勝浦町農業振興実施目標の最大

の柱となっているスタチについては、昭和六十年に二百の大目標をたてて推進していましたが、本年度までの見込みでは目標の約四分一の見込みがやつの状況であり、特に生比奈農協管内での植栽が非常に少なく、ゆず、ゆこう等適地性的に判断して取り組みにくいものは別として、スタチの推進については今後の重点振興が重要と考えられます。

昨今のうんしゅうみかんの諸情勢からみても、スタチを経営の一環に加えるべきであり、す

別表 昭和58年度事業の内訳 (単位 ha)

種類	作物名	勝浦町協 農	生比奈協 農	計
かんきつ類	ゆこう	1.78	0.08	1.86
	ゆず	1.10	0.08	1.18
	すだち	1.63	0.12	1.75
	はっさく	0.26	0.89	1.15
	だいたい	0.04	—	0.04
	きよみ	0.12	—	0.12
	ぼんかん	0.20	0.21	0.41
	こうじ	0.05	—	0.05
	あまなつ	0.05	—	0.05
	常緑果樹	やまもも	0.325	0.38
	びわ	—	0.03	0.03
落葉果樹	きゅうい	0.31	0.79	1.10
	うめ	1.19	—	1.19
	くり	0.24	—	0.24
	かき	0.20	—	0.20
	その他	0.185	0.1	0.285
その他作物	さんしょう	1.20	—	1.20
	しきみ	1.63	0.39	2.02
	かぼく類	0.06	—	0.06
野菜	—	0.10	—	0.10
不作付地	—	4.17	1.41	5.58
合計	—	14.84	4.48	19.32

で一部の農家は、自家労力の配分等を考慮し、ハウス(加温、無加温)栽培、露地(貯蔵用含む)栽培をとり入れ相当の成果を得ています。

◇山もも、ピワの推進

初夏にさわやかな風味として特に都会人からは郷愁をさそわれる果実として期待される山もも、ピワについては、栽培も比較的やさしいわりに全国どこにでも増産されるものではなく、本町の地の利を生かし、山ももは、尾根や比較的瘦地に、ピワは、温暖で風当りの少ない所を選定して植栽すれば、十分期待できる果実といえます。

◇落葉果樹の推進

梅、柿等については、目標面積に近づきつつありますが、一

部には、植栽後の管理が十分ゆきとどいていない園が散見せられますので、管理の徹底に注意してください。また、キューイフルーツについては、生産過剰の傾向等によって将来が非常に心配されますので、常に最上の果実が収穫できるように肥培管理に力を入れてください。

◇サンショウの推進

特異なものとして勝浦町農協管内を主体として、本年度で一五の植栽がされます。サンショウについてはの詳細は昨年四月号の広報で説明をしましたが、この栽培については比較的やさしく、植え付け後三四年で収穫でき、最近の市況では、キログラム当り四月(ハウス加温)五千円、五月(ハウス

無加温)千五百円、六月(露地)千円見当で取り引きされており、消費も少しづつではあるが確実に増加しています。

◇不作付地について

サンショウは、果実が青果用と薬用に販売できるなど将来有望と思われたい作物です。不作付地については、昭和五十年からの累積で約百六に達しています。私たちの先祖が丹精こめて管理してきた農地が消失したことになります。今後はできるだけ農道の整備等を行ない、管理作業に精を出し、貴重な農地を有効に活用されるよう努力を期待します。



与川内  
子供会

藍青賞 受賞おめでとう

ホタル狩りを通じての  
社会的奉仕活動



さる十二月三日、第五回藍青賞授与式が昭和会館で行われ、団体の部で与川内子供会(小谷泰広会長ほか三十五人)が受賞されました。  
与川内子供会は、昭和五十一年から毎年初夏に子供会の行事、奉仕活動としてホタル狩りを行い、慈恵院の恵まれない子供たちに、都会では見ることのできない

ホタルを贈って大変喜ばれてきました。

特に今年(六月十一日)は慈恵院の子供たちと与川内へ迎え交歓会、作文(励まし作文)、絵の交換、紙芝居、レクリエーション

給与支払報告書

提出は

1月31日までに

常時二人以上の従業員を雇用している事業主は、前年中に支払った賃金や給与などの「給与支払報告書」を一月三十一日までに税務署が役場に提出しなければなりません。

これは、税法で事業主に対し義務づけられているもので、これを怠ると罰せられることとなります。

この報告書によって、従業員は給与所得控除が受けられ、給与所得のみの納税者は申告の必要がありません。

「雇用主」のかたは、必ず一月三十一日までに提出してください。

ヨン、楽しい夕食会などをして交流を深め、日没後はみんな楽しんでホタル狩りを行って有意義な一日を過ごしました。

この賞は子供たちのこうしたボランティア活動を通じて、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯感の高揚と社会精神を養う、このすばらしい活動(社会的奉仕活動)に対して授与されたものです。

保育所入所申請  
受け付け

1月26日～27日

昭和五十九年度の保育所入所申請の受け付けを次のとおり行います。

申請受付日時

横瀬 保育所 1月26日(木)  
生比奈 保育所 1月26日(木)  
沼江 保育所 1月27日(金)

受け付け時間は各保育所とも午前八時三十分から正午までです。

申請手続き

- ①入所申請書は家族のかたがご持参ください。
- ②本年度初めて入所される場合は児童を同伴してください。

なお、くわしいことは個人に通知します。

紹介します  
民生委員

昭和五十八年十二月一日付けで厚生大臣から委嘱を受け、次の二十三人のかたが民生委員に就任されました。(敬称略)

- 坂本西地区 西尾 肇
- 坂本北地区 林 實
- 坂本南地区 横山 聖子
- 与川内東地区 阿部ヨリエ
- 与川内西地区 浦田 義照
- 出見勢地区 中田 直稔
- 前川地区 岡 敬二

坂本母子愛育班  
10年を迎えるにあたって

昭和四十九年地域の健康を守るために坂本母子愛育班を結成しました。地道にも奉仕の精神で活動できましたことは、皆様の暖い、ご指導、ご協力があったからこそと感謝いたしております。

そこで、この十年目を節としまして、記念行事を行いますので多数のかたがご出席ください。とき 一月十一日(水)午前十時～午後二時三十分

ところ 坂本区民集会所  
講演 式典終了後、午後一

消防団出初式

恒例の勝浦町消防団出初式を次のとおり行います。

日時 一月十五日(日)午前九時三十分開会(団員のかたは、午前七時三十分までに集合してください)。

◆式場 勝浦中学校グラウンド(雨天の場合は、同体育館に午前九時までに集合してください)。

時から特別講演を行います。  
〔演題〕明るい社会をめざして  
〔講師〕県青少年婦人室 乾 晴美先生

- 富重地区 稲川 定雄
- 中山西地区 定作 和明
- 中山東地区 寒川 源八
- 棚野東地区 谷 文子
- 棚野西地区 原田喜八郎
- 久国地区 中西チズミ
- 生名西地区 野上 光男
- 生名東地区 平井 力
- 星谷地区 勝谷 克巳
- 中角地区 久保 定雄
- 黒岩地区 岡本 福一
- 黒岩地区 小西 文市
- 今山地区 植野 定男
- 山西掛谷地区 梅山 タミ
- 沼江地区 高橋 正雄
- 石原地区 瀬戸 ゑみ

薬用植物

栽培希望者のとりまとめ

昨年六月に発足した薬用植物研究会は会員数三十五人、取り組んでいる作物は試作も含め六種類となりましたが、なにもぶんに規模が小さく、産地として成り立つためには今後とも増反と勉強を重ねていかねばなりません。

本研究会では、オウレン、キハダ、シヤクヤク、サンショウの四品目を取り上げていることは本欄を利用し、たびたび紹介してきましたのでご存じのかたも多いことと思います。

しかし、これらは植え付け(播種)から収穫までに長年月を要

することから、一〜三年で収穫でき、しかも経済的にはうんし

ゆうみかんや水稲以上の収益になるのではないかと勉強を続け

昨年会員の代表者が「コガネバナ」「セネガ」の二種について

試作を行いましたところ、予想以上の生育を示し、日ごろから

ご指導をいただいている後藤、福田両先生も非常に関心を持って

おられます。

そこで今回はこの二種類についての栽培希望者を取りまとめ

ておりますので、希望者は次の事項を承知され、きたる一月十日までに産業課へお申し出くだ

さい。

なお、希望者が多いときは、種子数量が少ないので成績のあがりそうな園地のかたを優先させていただきます。

●環境条件  
両種とも排水良好、砂質壤土、地質壤土で耕土が深く有機質に富む日当りの良い土地に適する。

●栽培してほしい園地  
みかんの改植園の樹間、山間棚田水田、平坦地でも地下水位の低いところ。

●栽培指導  
栽培者については、事前に説明会を持ち、栽培暦の配布を行い、不定期的ではあるが巡回指導を行う。

●販売  
現在の見通しでは、水稲、う

ないことと、各方面からは、転作奨励金依存からの早期脱却が求められており、従来にも増して転作の生産性の向上とその定着化が重要な課題となつていま

すが、昭和五十九年度から新たに発足する第三期対策は、これまでの経験を踏まえ、所要の目標面積を達成しつつ、長期的な視点に立って、需要の動向と地域の実態に即した転作の定着化を促進することを目的としております。

本町におきましても、これま

んしゆうみかん以上と思われるますが、収穫販売時にこれらより、「絶対に高い」との保証はありません。

◎「コガネバナ」とは……  
中国、シベリアが原産地、草丈は三十〜六十センチ。薬用としては根を用いる。用途は利尿、消炎性解熱、充血性炎症の除去、炎症性兆候の高血圧動脈硬化の子防や治療に用いられる。

現在経済的に栽培されているところは国内にはなく、将来有望視されている。

◎「セネガ」とは……  
米国北部地方の原産、草丈は三十センチ、薬用としては根を用いる。用途は去痰薬としてすぐれた効果を表わし、外国へも輸出されているという。

での六年間は目標を達成し、昭和五十八年度も約三十の転作が実施されましたが、この内には保全管理(休耕)が相当あります。

本町では、昭和五十六年に農業振興実施目標を策定し、水田の利用計画として、表作五十を米以外の作物(収益性の高い施設野菜のほか、需要の多い飼料作物、麦、大豆等の特定作物を主体に、その他露地野菜等)に転換し、裏作は四十を目標に水田の高度利用を図ることを目的としています。

この目標の趣旨をご理解のうえ、また、水田再編対策の長期的な視点に立って、第三期対策へのご理解とご協力をお願いします。

なお、昭和五十九年度の実施内容等については、方針の決定を待って、二月号の広報で詳細をお知らせします。

この目標の趣旨をご理解のうえ、また、水田再編対策の長期的な視点に立って、第三期対策へのご理解とご協力をお願いします。

なお、昭和五十九年度の実施内容等については、方針の決定を待って、二月号の広報で詳細をお知らせします。

なお、昭和五十九年度の実施内容等については、方針の決定を待って、二月号の広報で詳細をお知らせします。

なお、昭和五十九年度の実施内容等については、方針の決定を待って、二月号の広報で詳細をお知らせします。

水田利用再編対策

水田の有効利用の推進

水田利用再編対策は、米の生産を計画的に調整するとともに、需要の動向に安定的に対応できる農業生産構造の確立を図ることを目的として、昭和五十三年度からおおむね十年間の事業として実施されていますが、第一期、第二期の六年間を経て、昭和五十九年度からは、新たに第三期(三年間)へ移行することになりました。

第二期の三年間については予期せぬ不作つづきとなりましたが米の生産力が依然として需要を上回っている状況に変わり

の六年間は目標を達成し、昭和五十八年度も約三十の転作が実施されましたが、この内には保全管理(休耕)が相当あります。

本町では、昭和五十六年に農業振興実施目標を策定し、水田の利用計画として、表作五十を米以外の作物(収益性の高い施設野菜のほか、需要の多い飼料作物、麦、大豆等の特定作物を主体に、その他露地野菜等)に転換し、裏作は四十を目標に水田の高度利用を図ることを目的としています。

勝浦会館 一月行事

- 4日(木) 手芸教室
- 5日(木) 踊り教室
- 7日(土) 音頭教室
- 9日(月) 勝浦同和問題研究会 定例会
- 10日(火) 着付教室
- 12日(木) 踊り教室
- 14日(土) 文化祭
- 15日(日) 文化・芸能祭
- 18日(水) 手芸教室
- 19日(木) 踊り教室
- 20日(金) 生花教室
- 21日(土) 音頭教室
- 24日(火) 着付教室、民謡教室

各教室とも午後七時三十分から開講します。時間に遅れないようご参加ください。  
なお、十四日、十五日の文化祭は午前十時から午後四時まで、十五日の芸能祭は午前十時から正午まで開催しますので多数のかたがご観覧ください。

# 勝浦会館で 文化祭と芸能祭を開催

1月14日  
～15日

勝浦会館では、地域周辺との交流を高め、親睦を図るために次のとおり文化祭と芸能祭を行います。多数のかたがご観覧くださるようお願いいたします。

★文化祭 一月十四日から十五日まで 展示物は生花、盆栽、手芸、書道、絵画、その他芸術作品

★芸能祭 一月十五日午前十時から正午まで 芸能種目は、

カラオケ、踊り、民謡ほか  
★会場 勝浦会館、教育集会所

## 社会総合大学

『学習日のお知らせ』

習字学級

一月十日(火)  
一月二十四日(火)

時間 午後七時～午後九時

場所 福祉センター和室  
墨絵学級 一月七日(土)  
一月十七日(火)

時間 午後七時三十分～午後九時三十分

場所 福祉センター図書室

短歌学級 一月十四日(土)

時間 午後一時～午後五時

場所 福祉センター図書室

## 善意

ありがとうございます

11月16日～12月10日



## わたしの作品

〈短歌〉



プロイラー連夜の出荷労働れば  
拒みて息等は今宵出て行く

坂本谷 富士  
待望の古田蜜柑を接木する芽吹き  
確かに夢の膨らむ

坂本日浦 翠峰  
百姓に倒産なきと直向きに思え  
ど貧ずし蜜柑採る身は

坂本 たにふじえ

苔むして並ぶ祖霊の碑の行年の  
文字いたく身に沁む

坂本 福良 伴二

再三の旅に土産はいらねども先  
祖に供うる餅をあがなう

与川内 阿部ヨリエ

孫等去にしままの炬燵に正月の  
お笑い番組うつろに見ており

横瀬 中田ヤスエ

壁落ちし土蔵に這いつく鶯紅葉  
推移はけしき世の隅をみる

横瀬 谷 吉蔵

田仕舞の終りし畦に野菊咲きか  
すかな風をこもらし揺るる

横瀬 広安美枝子

わが撮りし紅葉の景色なつかし  
き故郷の山アルバムに映ゆ

横瀬 比留間 一

草の実のまつわる軍手脱ぎ捨て

て客の声らし足早にゆく

中山 溝内喜美代

野良着にも付きし草の実取り  
払い孫を抱き上げば乳の匂いす

中山 栗城 絹

竹ざおに打てば大豆の莢さけて  
面白きまで大豆こなせる

立川 堀 梅子

姑逝きて早十年となりし今日採  
り終りたる蜜柑供えむ

立川 竹田あゆみ

開け放つ窓辺に写る白鷺は神の  
使いのように羽ばたく

棚野 英 見

空ら溝の中に道ある酔歩来て照  
葉樹林の精の輝く

棚野 太田 正平

農作業住宅近しカラオケの日毎  
聞ゆる現代を問う

## 健康体操教室

1月8日(日)  
1月22日(日)  
午後8時～9時  
横瀬小学校体育館  
講師 田村玉子先生

廣井 正己さん(棚野)

朔 一男さん(与川内)

以上のかたから社協善意銀行  
に善意が寄せられました。心か  
らお礼申し上げます。

## 1月定例心配ごと相談

日時 1月6日(金)…人権、行政関係  
1月20日(金)…厚生、福祉関係  
午前10時～午後3時  
場所 住民福祉センター2階

## 教育相談室

※相談日 毎週月・水・金曜日  
午前9時～午後5時  
※電話 2-2511番  
※相談員 社会教育指導員  
相原 亨

一飼犬は  
必ずつないでください

1月11日(水)  
1月25日(水)

成犬 300円  
小犬 100円



不用犬買い上げ日

出稼は毎月七日までに  
送り先 勝浦田二溪  
二向ハガキで  
椽瀬広夫(都農)まで  
町内在住のかたに限りです。  
次回は川柳 その次は俳句と交代に  
のせませす。心をつけてお返してください。

### 胸部レントゲン検診日程

	場 所	時 間
1/8 (休)	石原公会堂	9:30~10:00
	沼江 藤本明男様宅横	10:10~10:40
	生比奈農協横	10:50~11:30
	今山 竹山都栄様宅撰果場	11:40~12:10
	黒岩 谷脇隆雄様宅前	13:10~13:40
	星谷 坂口貞雄様宅前	13:50~14:30
1/9 (休)	農村婦人の家	9:30~10:10
	中角 生比奈石油店横	10:20~11:00
	生名 いちょうの木	11:10~11:50
	役 場 前	13:00~13:40
	電報電話局前	13:50~14:30
1/10 (金)	与川内 市の江集会所	9:30~10:10
	徳バス横瀬営業所	10:20~11:00
	勝浦町農協	11:10~11:50
	中山 前田旭子様宅横	13:00~13:40
	棚野 相原石油店前	13:50~14:30
1/11 (用)	与川内 事業所	9:30~10:00
	与川内 池田理容店横	10:10~10:40
	坂本 事業所	10:50~11:20
	坂本 集会所	11:30~12:10
	坂本 林忠三様宅前	13:10~13:40
	役 場 前	14:00~14:30

## 戸籍の窓

(敬称略)

11月16日~12月5日

♥お誕生おめでとう

中角 吉岡 純高 長男 尚紀  
 坂本 岸上 好男 長男 琢次  
 生名 朔 重夫 長女 加奈恵  
 中角 山下 福市 長女 久美子  
 棚野 原田 和典 長女 美代  
 黒岩 岡本 幸子 長女 明日香  
 山西掛 榎本 美輝子 三女 知美

♥ご結婚おめでとう

坂本 戸田 秀明(長女) 陽子

石原 敷 坪内 良次  
 驚敷 町 高岡 利江  
 阿南 市 小松 督生  
 横瀬 市 山口 加津枝  
 坂本 本 上野 哲宗  
 坂本 山 山口 美子  
 中角 市 前田 裕治  
 阿南 市 神野 裕恵  
 中角 山 北内 康弘  
 小松島 市 高見 明美

♣おおくやみ申します

棚野 廣井シズエ(82歳)  
 星谷 北谷 樹三(71歳)  
 今山 猪谷 政義(25歳)  
 与川内 朔 キサエ(80歳)

この検診は、肺結核のみにとどまらず、肺ガンの早期発見にも役立ちます。一年以上検診を受けていない人は、必ず受診してください。  
 ◎普段着のままでも受けられます  
 料金 無料

### 胸部レントゲン検診



### 夜間救急当番表

日	当番	電話番号
1月2日	勝浦病院	勝浦病院 2-2555
4日	上勝第2診療所	
6日	湯浅医院	山西医院 2-3027
8日	勝浦病院	
10日	赤岩医院	湯浅医院 2-2003
12日	勝浦病院	
14日	上勝診療所	赤岩医院 2-2006
16日	山西医院	
18日	勝浦病院	上勝診療所 6-0302
20日	上勝第2診療所	
22日	湯浅医院	上勝第2診療所 5-0152
24日	勝浦病院	
26日	赤岩医院	上勝診療所
28日	勝浦病院	
30日	上勝診療所	

平日午後6時~翌朝午前9時 休日午後7時~翌朝午前9時

### 乳児健康診査

す。ボタン、金具のない下着にしてください。

とき 一月十三日(金)

午後一時三十分~三時

ところ 勝浦病院

該当児 昭和五十八年二月一日~六月三十日までに生まれた児

※ 母子手帳をご持参ください。

### 乳児健康診査

とき 一月二十七日(金)

午後一時三十分~三時

ところ 勝浦病院

該当児 昭和五十八年八月一日~十一月三十日までに

接種料 無料  
 ※ 印鑑と母子手帳をご持参ください。

### 百日咳・ジフテリア 破傷風三種混合 予防接種

※ 生まれた児 母子手帳をご持参ください。

とき 一月二十五日(水)

午後一時三十分~三時

ところ 住民福祉センター

該当児 二歳~四歳未満の子で該当者には通知します。

接種方法 第一期は、一か月ごとに三回。第二期は三回終了後十二か月~十八か月後に一回接種。